

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則  
を公布する。

平成17年3月22日

京都市人事委員会

委員長 金川 琢郎

京都市人事委員会規則第5号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する  
規則

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改  
正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(47) 財団法人きょうと京北ふるさと公社

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)